

平成27年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年6月23日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員
 1番 北村五十鈴 2番 稲垣 誠亮
 3番 栢木 進 4番 岩井智恵子
 5番 中塚 尚憲 6番 山本 剛
 7番 太田 健一 8番 野並 享子
 9番 東郷 正明 10番 上杵 種雄
 11番 欠 員 12番 市木 一郎
 13番 丸山 敬二 14番 鈴木 市朗
 15番 矢野 隆行 16番 梶山 幾世
 18番 坂口 哲哉 19番 高橋 繁夫
 20番 立入三千男

不応招議員 17番 河野 司

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	澤 嘉彦
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 5 8 号及び議第 5 9 号
(平成 2 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 3 号) 他 1 件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第 1 議長の辞職について
- 第 2 議長の選挙について
- 第 3 議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任について
- 第 4 予算常任委員会委員の選任について
- 第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 第 6 特別委員会委員の選任について
諸般の報告 (正副委員長互選結果報告)
- 第 7 湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙について
- 第 8 議第 6 0 号及び議第 6 1 号
(平成 2 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号) 他 1 件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 9 意見書第 5 号から意見書第 7 号まで
(マイナンバー制度実施の延期を求める意見書 (案) 他 2 件)
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第 1 0 議員の派遣について

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○副議長 (市木一郎君) (午後 1 時 0 0 分) ただいまから本日の会議を開きます。

本日、河野議長は欠席ですので、かわりまして私が議長を務めます。ご協力をよろしく
お願いします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人、欠席議員は第17番、河野司議員です。

次に、本日の議事日程は、既に配付しました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○副議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、太田健一議員、第8番、野並享子議員を指名いたします。

暫時休憩します。

(午後1時01分 休憩)

(午後1時02分 再開)

○副議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

河野司議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○副議長(市木一郎君) 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

事務局長が辞職願を朗読いたします。

○事務局長(白井芳治君) 朗読いたします。

平成27年6月15日

野洲市議会副議長 市木一郎様

野洲市議会議長 河野司

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長(市木一郎君) お諮りいたします。

河野司議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、河野司議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま議長が不在となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行うことに決しました。

（追加日程第2）

○副議長（市木一郎君） 追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（市木一郎君） ただいまの出席議員は18人です。

事務局から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○副議長（市木一郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（市木一郎君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○副議長（市木一郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左から登壇して右回りで投票願います。

これより、投票に移ります。

事務局の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

○副議長(市木一郎君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(市木一郎君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(市木一郎君) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第1番、北村五十鈴議員、第2番、稲垣誠亮議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長(市木一郎君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 18 票

無効投票 0 票

有効投票中

梶山幾世議員 10 票

丸山敬二議員 4 票

野並享子議員 3 票

鈴木市朗議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、梶山幾世議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました梶山幾世議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

この際、議長に当選されました梶山幾世議員より発言を求められておりますので、これ

を許します。

第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） ただいま議員の皆さんのご推挙をいただきまして、このたび議長に就任させていただきました。微力ではございますが、野洲市のために全力で使命を果たしてまいる決意でございます。議員の皆さんのご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、就任の挨拶とさせていただきます。

○副議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後1時14分 休憩）

（午後1時40分 再開）

○副議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第16番、梶山幾世議員からお手元に配付しました一覧のとおり、議会運営委員会及び都市基盤整備特別委員会の各委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

委員会条例第13条第2項の規定により、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第3）

○副議長（市木一郎君） 追加日程第3、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥対象となりますので、梶山幾世議員の退場を求めます。

（16番 梶山幾世君 退場）

○副議長（市木一郎君） お諮りいたします。

梶山幾世議員の議会運営委員会委員及び都市整備特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、梶山幾世議員の議会運営委員会委員及び都市基盤整備特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

梶山幾世議員の入場を許可します。

（16番 梶山幾世君 入場・着席）

○副議長（市木一郎君） 新議長、交代をお願いします。

（議長交代）

○議長（梶山幾世君） それでは、進めたいと思います。

委員会条例第2条第3項には予算常任委員会には議長を除く委員で構成すると規定されていますので、同委員会委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

予算常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 異議なしの声がありました。異議なしと認めます。よって、予算常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第4）

○議長（梶山幾世君） 追加日程第4、予算常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

予算常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり本職から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、予算常任委員会委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

次に、議会運営委員会委員の辞任により委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第5）

○議長（梶山幾世君） 追加日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、皆様にご確認いただいた名簿のとおり本職から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

次に、特別委員会委員の辞任により委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第6）

○議長（梶山幾世君） 追加日程第6、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり本職から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 1 時 4 8 分 休憩)

(午後 2 時 1 5 分 再開)

○議長(梶山幾世君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に都市基盤整備特別委員会及び予算常任委員会が開催され、お手元に配付いたしました文書表のとおり正副委員長の互選が行われましたので、報告いたします。

次に、私こと第 1 6 番、梶山幾世が湖南広域行政組合議会議員の辞職願を提出したことにより、湖南広域行政組合議会議員が 1 人欠員となりました。

お諮りいたします。

湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご異議なしと認めます。よって、湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第 7)

○議長(梶山幾世君) 追加日程第 7、湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

これにより指名いたします。

湖南広域行政組合議会議員には、第 2 番、稲垣誠亮議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました稲垣誠亮議員を湖南広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご異議なしと認めます。よって、第2番、稲垣誠亮議員が当選されました。

ただいま湖南広域行政組合議会議員に当選されました稲垣誠亮議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○議長(梶山幾世君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第2)

○議長(梶山幾世君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第58号及び議第59号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第3号)他1件を一括議題とし、各委員会からの報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第3番、栢木進議員。

○3番(栢木 進君) 第3番、栢木進です。

去る6月4日の本会議におきまして、総務常任委員会で付託を受けました議案を審査するため、6月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

議第59号野洲市税条例の一部を改正する条例を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第59号は賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(梶山幾世君) これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会の副委員長の報告を求めます。

第20番、立入三千男議員。

○20番（立入三千男君） それでは、予算常任委員会の委員長が欠席されておりますので、私の方からご報告を申し上げます。

去る6月4日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月11日に総務分科会、12日に文教福祉分科会、15日に環境経済建設分科会を、19日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）は採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果のご報告といたします。

○議長（梶山幾世君） これより、予算常任委員会の副委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時36分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております議第58号及び第59号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）他1件について討論を行います。討論はございませんか。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

第10番、上杵種雄議員。

○10番（上杵種雄君） 第10番、上杵種雄です。

それでは、ただいま議題となっております議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について反対の立場で討論を行います。

歳出のうち、第2款総務費、項1総務管理費、目9企画費、事業名3市立病院整備推進事業費の補正額500万円については次のような提案理由がありました。

4月28日の予算常任委員会で、平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）の市

立病院整備推進事業費の補正額 8,871万5,000円が附帯決議を受けて賛成多数で可決されました。この附帯決議には「市民の期待に沿えるよう必要に応じて基本計画の精査及び見直しを行うこと」とあり、この附帯決議を受けて精査業務を行うことにより、さらに収支計画の精度を高め、今後の事業推進に対して、よりよい内容にするために提案したとありました。

しかし、本来可決されるべき平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号）市立病院整備推進事業費の補正額 8,871万5,000円が5月28日平成27年度第2回野洲市議会定例会の第1日目の採決で否決されました。よって、附帯決議を受けてそれを精査すべく提案された市立病院整備推進事業費の補正額 500万円は精査される案件が否決という形で消滅したため、必要がなくなりました。本来なら、市立病院整備推進事業費の補正額 8,871万5,000円が否決になったときに取り下げられるべき性質であると判断いたします。

また、現在（仮称）野洲市立病院に係る県市町振興課との過去の協議過程を検証されていますが、現在の基本計画、それに基づく収支シミュレーションでは平成27年3月31日に発表された新公立病院改革ガイドラインに照らしても大変厳しいものがあります。

また、第2回評価委員会では急性期を減らし、回復期をふやしていく流れの中で、県が策定する医療構想とそごが生じ、認められない可能性があるとも言われています。

最後に、財政面においても、合併10年を経て一本算定により普通交付税が5年間で最終的に約8億円減額されていく中で、厳しい財政運営を余儀なくされていくことが容易に予測されます。このような状態では、病院整備の前提である県の開設許可や起債同意を得ることは厳しい状況にあると言わざるを得ません。よって、この市立病院整備推進事業費 500万円の予算はその成果を生み出せない可能性が高く、この経費を含む本補正予算に反対するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（梶山幾世君） 次に、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について賛成の立場で討論を行います。

平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）は平成27年度当初予算の執行が始まり、国からの補助金が決定したことや事業実施に伴う未確定部分が確定することによる必

要な費用など、年度当初予算としてやむを得ず計上できなかったものの、事業実施には必要なものを補正予算として提出されたものであり、どの予算についても必要不可欠なものであり、万が一にも否決になれば市民生活に大きな影響が生じます。

特にその中には（仮称）野洲市立病院の基本設計へと進めるための基本計画の精査見直しや収支シミュレーションを確定させるために必要な費用が含まれており、他の事業と共に非常に重要なものであります。（仮称）野洲市立病院整備については基本計画段階で若干不安な部分があり、今回、この補正予算により医療機器の移転に関わる算定など、詳細にわたる資料の作成も含まれており、基本計画を確定させ、次の段階へと進めるためには非常に重要なものであり、しっかりとした基本計画を確定し、国及び県との新病院に係る協議が円滑に進むことを願うところです。

しかし、補正予算提案理由の説明において固定資産税標準税率の上乗せについての発言がありましたが、ゆめゆめ市立病院整備のための増税を行うことなどのなきよう願って、議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）に対する賛成討論といたします。

○議長（梶山幾世君） 次に、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）についての賛成討論を行います。

今回の補正予算案には新病院建設のため精度の高い収支計画を出すために500万円の委託料が出されています。この500万円の委託料は必要であります。県からも再協議の前提には精度の高い収支計画を求められており、早期に県との協議を行い、市民の願いである新病院の建設を進めていただきたいと考えております。

病院建設を反対する者はいないが、他市の病院でも対応できるという方がおられますが、市民の命と健康を守るためには入院ができる中核的な病院が必要です。済生会病院や滋賀医大などは急性期の間は対応してもらえますが、安定期に入ると退院を迫られます。在宅にすぐ戻れるわけではありませんから、どこかの病院で回復期の間をフォローしなければなりません。家族は毎日病院を往復しなければならず、交通手段を持たない方は現在でも済生会や滋賀医大までのタクシー代が大きな負担となっています。市内には循環バスも網羅されており、家族を支える体制はあります。また、災害時においては市民の命を守るためには市内に入院できる病院は必要であり、大規模災害で地元の病院の果たす役割は証明されています。地元医師会も中核的な病院建設の要望は出され、県の健康医療福祉部長も

野洲市に中核医療機関は必要と発言しています。

野洲病院での耐震化を行えばいいという声もありますが、病院を運営しながら耐震工事は無理であり、数カ月は他市の病院に移動しなければなりません。その間の運営費や耐震工事費を賄うだけの体力はありません。しかも、年間14万人が通院している方々にも迷惑がかかります。精度の高い収支計画で県との協議を進めてもらい、早期に病院の建設を求め、賛成討論といたします。

○議長（梶山幾世君） 次に、第1番、北村五十鈴議員。

○1番（北村五十鈴君） 議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、原案に対して賛成します。

ここでは議案の中でも事業名、市立病院推進事業費500万について討論いたします。

この500万、5月28日本会議での議案説明には継続審査賛成に付随する附帯決議、そのうち賛成に付けられた条件であり、そのための精査業務費とあります。しかし、不思議なことに一度予算常任委員会で賛成多数で可決されたものが本会議では早々に否決されました。そして、思いはなくなったのにこの500万だけは残りました。不思議な気がします。

不思議なことは続きます。議員の中には何が何でも反対派とそれ以外の慎重派、心配派の方はこの28日の否決は直前に提出された新病院と抱き合わせにも見える増税に対する不信感から来たものであるとお聞きしました。しかし、よく考えると、後出しならひきょうですが、マイナスな条件を堂々と先に提出されたのですから、パッケージではないことは明白です。あくまでも将来の財政不安に対する払拭のために基金を積み、その資源の選択肢の1つであり、増税の議論はこれからだと私は理解しました。

しかし、もっと不思議なのは反対派の主張です。財政が厳しいのに新病院建設ですます本市は破綻に進む、そこまでは理解できます。しかし、問題はそれなら中核医療はどうするのか、反対派の議員は執行部の提案よりも安全な代案はお持ちなのではないでしょうか。しかし、それも一向に出てきません。唯一具体的に声のある現野洲病院を耐震補強をして使い続けるという案です。しかし、その提案も野洲病院からは今回はっきりノーと意向が提出されました。

しかし、この新病院問題のごたごたは議員だけでなく、庁内内部にもあったことが判明しました。担当の前部局の職員さん何人かに事情をお聞きしましたら、一枚岩ではなかったとのことでした。反対議員と同じ理由で市民のためを考えるなら、財政が厳しい中、こ

の事業に対して前向きにはなれなかったと。しかし、反対する方法論が間違っていないか、反対するかどうか。もし、これが民の会社なら、社長の方針に反対ならとことん議論するか、嫌なら自らやめるか、それでも従えないなら左遷か首です。官の場合なら市民が選んだ執行権のある市長に従えないなら職務違反です。市長が招集した会議をボイコットしたり、今回のメール問題だったり、結局、そんな否定的な意向が働いた収支のシミュレーションが提出され、私たち議員も振り回され、ふらふらしました。でも、言えることは1つです。このごたごたもふらふらも、市民の皆様には一切関係なく、それこそ申しわけない限りです。

考えてみました。まちが破綻するということは新病院建設による財政破綻だけなのでしょうか。他の大きな要素として、私は人口減少による税収の減少が上げられると考えます。だとしたら、人口を維持するためには住みやすいまちが必要、市民の住みやすいまちの条件は福祉、とりわけ病院となります。新病院事業はなくなり、財政は持ちこたえられたとしても、じわじわと病院のないまちから人は出ていき、また移住するリストからも野洲市は消えていくことでしょう。鶏が先か卵が先かですが、湖南4市の中、人口が維持できないのは本市だけだとしたら、未来の野洲を想うとき、今を生きる私たちの使命はどんな政策を考える上でも人口維持が本市の抱える課題の本丸だと両手にしっかり握りしめておかないといけません。

私の理念の是々非々です。新病院問題に対しては私は市長丸という執行部の操縦する船に乗ろうと決めました。しかし、この船、出航する前から波は高く、きっと出航後も大きな嵐が来そうな気配です。そんなときこそ、行政、議員、市民、みんなが力をあわせて乗り越え、次の世代の子どもたちに無事に引き継ぐという目的に向けて一致団結のときだと思います。そう思うと、この500万はたとえ、多少蛇行はしましたが、必ず可決しないといけません。県に対しては厳しく調査いただきたいと思いますが、庁内に関しては責任や処分に使うエネルギーをまずはしっかりした収支のシミュレーションづくりに専念していただきたいと思います。

最後に、議員の皆様、4年の歳月と血税を使って議論してきた今回の新病院事業、しっかりした代案がないのなら、それはただの批判や評論であって、市民の多くは納得しません。地震は必ず来ます。命が一番です。それに加え、いろんな意味、野洲の市議会の資質が問われている今、良識のある判断で全員の賛成をお願いしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 以上で、通告による討論は終了いたします。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

まず、議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する副委員長の報告は可決です。議第58号については副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第58号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第59号野洲市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第59号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第60号及び議第61号意見書第5号から意見書第7号まで並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 異議なしと認めます。よって、議第60号及び第61号意見書第5号から意見書第7号まで並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第8）

○議長（梶山幾世君） 追加日程第8、議第60号及び議第61号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第4号）他1件を議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。よろしくお願ひします。

○事務局長（白井芳治君） 朗読いたします。

議第60号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第4号）、議第61号工事請負契約に

ついて（仮称）野洲第1こども園新築工事（建築主体）、以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。よろしくお願ひします。

○市長（山仲善彰君） 議第60号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、123万8,000円を増額するものです。

それでは、歳出の内容についてご説明申し上げます。

土木費の道路橋梁総務諸費では、本市比江地先の土地所有者から本市他を被告として市道比江団地線等との境界確定を認める訴訟が提起されたことから、当該境界確定請求事件に係る弁護士業務委託料123万8,000円を追加するものです。

次に、議第61号工事請負契約について（仮称）野洲第1こども園新築工事（建築主体）についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画に基づき、行畑地先に（仮称）野洲第1こども園を新たに整備するため、新築工事を行うものです。

工事請負契約につきましては去る6月10日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額4億446万円、請負人を株式会社桑原組大津本店、取締役本店長、齊藤秋雄と定め、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

以上、よろしくご審議、ご採決をお願いいたします。

○議長（梶山幾世君） これより、ただいま議題となっております議第60号及び議第61号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第60号及び議第61号については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、議第60号及び議第61号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第60号及び議第61号について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第60号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議第61号工事請負契約について（仮称）野洲第1こども園新築工事については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後3時01分 休憩）

（午後3時04分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

意見書第5号から意見書第7号まで及び議員の派遣を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第5号から意見書第7号まで及び議員の派遣を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第9）

○議長（梶山幾世君） 追加日程第9、意見書第5号から意見書第7号まで、マイナンバ

一制度実施の延期を求める意見書（案）他 2 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第 5 号について、第 9 番、東郷正明議員。

○ 9 番（東郷正明君） 第 9 番、東郷正明です。

それでは、意見書第 5 号マイナンバー制度実施の延期を求める意見書（案）を説明いたします。

税や社会保障などの個人情報を利用する共通番号マイナンバー制度が平成 28 年度 1 月から順次行政手続でマイナンバーが必要となります。こうした個人情報を管理するシステムでは、日本年金機構でもシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け 125 万件の個人情報が流出されるなど、今日では多くの情報漏えいが起こっています。このような問題だらけの制度であり、こうした情報漏えいの可能性のあるマイナンバー制度の実施の延期を強く求めることから、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 次に、意見書第 6 号について、第 7 番、太田健一議員。

○ 7 番（太田健一君） それでは、安全保障関連法案を拙速に採決することに反対する意見書（案）の提案説明を行います。

内容に関しては、ここに皆さんのお手元にあるものを読んでもらえばよくわかると思いますが、現在、この法案は国会でも審議の真っ最中であり、これから日本が戦争に負担していく国になるのかどうかという、本当に大きな過渡期というか、大きな問題として、今、全国各地でもさまざまな集会、滋賀県の若者たちがたくさん集まって、滋賀県でもそうです。東京でも集まっています。僕らみたいな世代だけじゃなくて、若い人たちも多くが集まって、この法案に対してノーだということを訴えています。

そもそも私たち共産党はこの法案そのものを廃止にすべきだという思いでありますが、この今回の意見書に関しては、今、仮にこの法案を通すとすれば、まずは憲法 9 条を変えてから、この解釈改憲でやるというのは、皆憲法学者の方々 3 名もおかしい、憲法違反だということを言われているので、もし進めていくんだったら憲法 9 条を変えるという段取りをまず踏むべきやと思いますし、そういった意味でもそういうことをしないまま、この今回の安全保障関連法案を拙速に可決するということに対しては反対すべきだということの立場をこの意見書の中で明記してあります。

ぜひ議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（梶山幾世君） 次に、意見書第7号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第7号饗庭野におけるオスプレイを使った日米合同演習をやめることを求める意見書（案）ですが、お手元に皆さんのところにお配りしておりますように、今年の秋にまたしてもオスプレイを使っただけの合同演習が行われようとしております。5月17日にはハワイのオアフ島でオスプレイが墜落して2人の兵士が亡くなる、本当によく落ちるこの垂直離着陸機ですが、落ちた原因とか再発防止、そういうことが全くアメリカからは出されておられません。こういうような中ですので、今年秋に実施されようとしているこの日米合同演習でオスプレイを使った演習はしないようにということで意見書を出したいと思っておりますので、賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（梶山幾世君） これより、ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第7号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第7号までについては会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第5号から意見書第7号までについては委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第7号までについて討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第5号マイナンバー制度実施の延期を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（梶山幾世君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第6号安全保障関連法案を拙速に採決することに反対する意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（梶山幾世君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第7号饗庭野におけるオスプレイを使った日米合同演習をやめることを求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（梶山幾世君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第10）

○議長（梶山幾世君）　追加日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君）　ご異議なしと認めます。よって、配付のとおり議員を派遣することに決しました。

なお、ただいま議決されました議員の派遣の内容に変更が生じた場合の措置については本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君）　ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣の内容に変更が生じた場合の措置については本職に一任いただくことに決しました。

暫時休憩をいたします。

（午後3時13分　休憩）

（午後3時30分　再開）

○議長（梶山幾世君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（山仲善彰君） 平成27年第2回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る5月28日に招集させていただき、本日に至りますまで23日間でありました。当初提案いたしました専決処分の承認10件、補正予算1件、条例の改正1件の計12議案並びに追加提案いたしました補正予算1件、契約案件1件の計2議案、合わせて14議案について慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただきました。ありがとうございます。

なお、継続審査となっていました基本計画に基づく病院の基本設計策定業務等の実施については残念ながら本議会でご理解いただけなく、お認めをいただけませんでした。しかしながら、先の補正予算で500万円の基本計画の精査等に係る業務委託をお認めいただきました。市民の医療を守る中核的な施設の新病院の構想につきまして、今後、構想を進めていくにあたって、既に策定しております基本計画の一層の精査等を図る中で開設許可等の関係機関との協議も円滑に進め、次の段階に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、一般質問におきましては地域主権改革、財政確保、高齢福祉施策、地方創生事業、教育施策など、多岐にわたり、さまざまな分野における施策に対しまして貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を目指すまちづくりに生かしてまいります。

さて、いよいよ暑さも増してまいります。議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意をいただき、市政運営に一層のご理解とご支援を賜りますことを切にお願い申し上げますと共に、本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（梶山幾世君） ありがとうございました。

以上で、平成27年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。（午後3時33分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年6月23日

野洲市議会議長 梶山 幾世

野洲市議会副議長 市木 一郎

署名議員 太田 健一

署名議員 野並 享子